

卸売業者による売買取引の方法及び取引参加者による決済の方法について

第2節 売買取引及び決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第34条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第35条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の売買取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売り
- (2) 別表第2に掲げる物品 相対取引
- (3) 別表第1又は別表第2に掲げる以外の物品 せり売り又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であってせり売りにより卸売をすることが著しく不適當であるときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合。
- (2) 入荷が遅延した場合。
- (3) 卸売の相手方が少数である場合。
- (4) せり売りによる卸売により生じた残品の卸売をする場合。
- (5) 卸売業者と売買取引参加者との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合。
- (6) やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合。

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって相対取引により卸売をすることが著しく不適當であるときは、せり売りの方法によることができる。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合。
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合。

4 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、別に定めるところにより、当該品目名及び販売方法を卸売場内の見やすい場所に掲示して、関係者に十分周知

しなければならない。

(売買取引条件の公表)

第37条 卸売業者は、法施行規則第20条で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(仕切及び送金)

第38条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは委託者に対して、その卸売をした日から30日以内に売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、買付集荷した物品の卸売をしたときは買付者に対して、その買付をした日から30日以内に買付仕切書及び買付仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、買付仕切書又は買付仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、売買仕切書及び買付仕切書には当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税に相当する金額を除く。以下本項において同じ。）、消費税に相当する金額及び数量（委託者の責めに帰すべき理由により第43条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該物品に係る品目、等級、価格、消費税に相当する金額及び数量）を正確に記載しなければならない。

4 売買仕切金及び買付仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。

(委託手数料の率の届け出)

第39条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料の率を定めるときは、別に定めるところにより、あらかじめその内容を開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、別に定めるものとする。

3 開設者は、第1項の届出を行う卸売業者から、委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について報告もしくは資料の提出を求めることができる。

4 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

第40条 卸売業者は、出荷者に対し売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を除く。以下本条において同じ。）を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差入れしようとするとき、又は出荷者を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、別に定めるところにより、開設者に届け出なければならない。

（出荷奨励金の交付）

第41条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を交付したときは、開設者に届け出なくてはならない。

（買受代金の支払期日及び支払方法）

第42条 売買参加者は、卸売業者から買受けた物品の買受代金（買受けた額にその消費税額を含む額とする。）を、7日以内に現金及び口座振込により支払わなければならない。ただし、卸売業者と締結した支払契約に定めた支払方法及び支払期日がある場合はこの限りではない。

2 仲卸業者から物品を買い受ける者は、当該買受代金の早期の支払いに努めなければならない。

（卸売代金の変更の禁止）

第43条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、別に定めるところにより、開設者の指定する検査員が正当な理由があると確認をしたときは、この限りでない。

（完納奨励金の交付）

第44条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、売買参加者に対して完納奨励金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を交付することができる。

2 完納奨励金の交付は、卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するものであってならない。

（売買取引の結果等の公表）

第45条 卸売業者は、法施行規則第22条で定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時までインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

業務規程第39条に規定する委託手数料の率は、次に掲げる取引品目ごとの率とする。

(1) 野菜及びその加工品

愛知県内産 100分の8

愛知県外産 100分の8.5

(2) 果実及びその加工品 100分の8

(3) 生鮮水産物及びその加工品 100分の6